

「一般債振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条～2 (現行どおり)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様は、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約款に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(契約期間等)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ当社が定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利息を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利息の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、上位機関が当社に代わってこれを受け取り、当社が上位機関からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第11条～第13条 (現行どおり)</p>	<p>第1条～2 (省 略)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条～2 (省 略)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様は、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構の定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約款に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他の番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(契約期間等)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>第7条～第8条 (省 略)</p> <p>(抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利息を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利息の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第11条～第13条 (省 略)</p>

「一般債振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構又は上位機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般債の振替手続きを行った際、機構又は上位機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務 2 その他、機構又は上位機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 <p>(同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解除されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お客様から解約のお申し出があった場合 2 お客様が手数料を支払わないとき 3 お客様がこの約款に違反したとき 4 <u>第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u> 5 <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> 6 <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> 7 <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> 8 <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第18条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)</p> <p>第23条の2 (現行どおり)</p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第24条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p>	<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 <p>(同一銘柄について、複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>(機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解除されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お客様から解除のお申し出があった場合 2 お客様が手数料を支払わないとき 3 お客様がこの約款に違反したとき 4 口座残高がない場合 5 <u>お客様が第23条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u> 6 <u>お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> 7 <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> 8 <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> 9 <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u> <p>2～3 (省 略)</p> <p>第18条～第23条 (省 略)</p> <p>(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)</p> <p>第23条の2 (省 略)</p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第24条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</p>
---	--

「一般債振替決済口座管理約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</p> <p>附 則 この約款は、平成24年4月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成26年7月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。 この約款は、令和元年5月15日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年5月13日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年10月1日より適用させていただきます。 この約款は、令和4年5月18日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人又はその他の組織</p> <p>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</p> <p>附 則 この約款は、平成24年4月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成26年7月1日より適用させていただきます。 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。 この約款は、令和元年5月15日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年5月13日より適用させていただきます。 この約款は、令和2年10月1日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--